

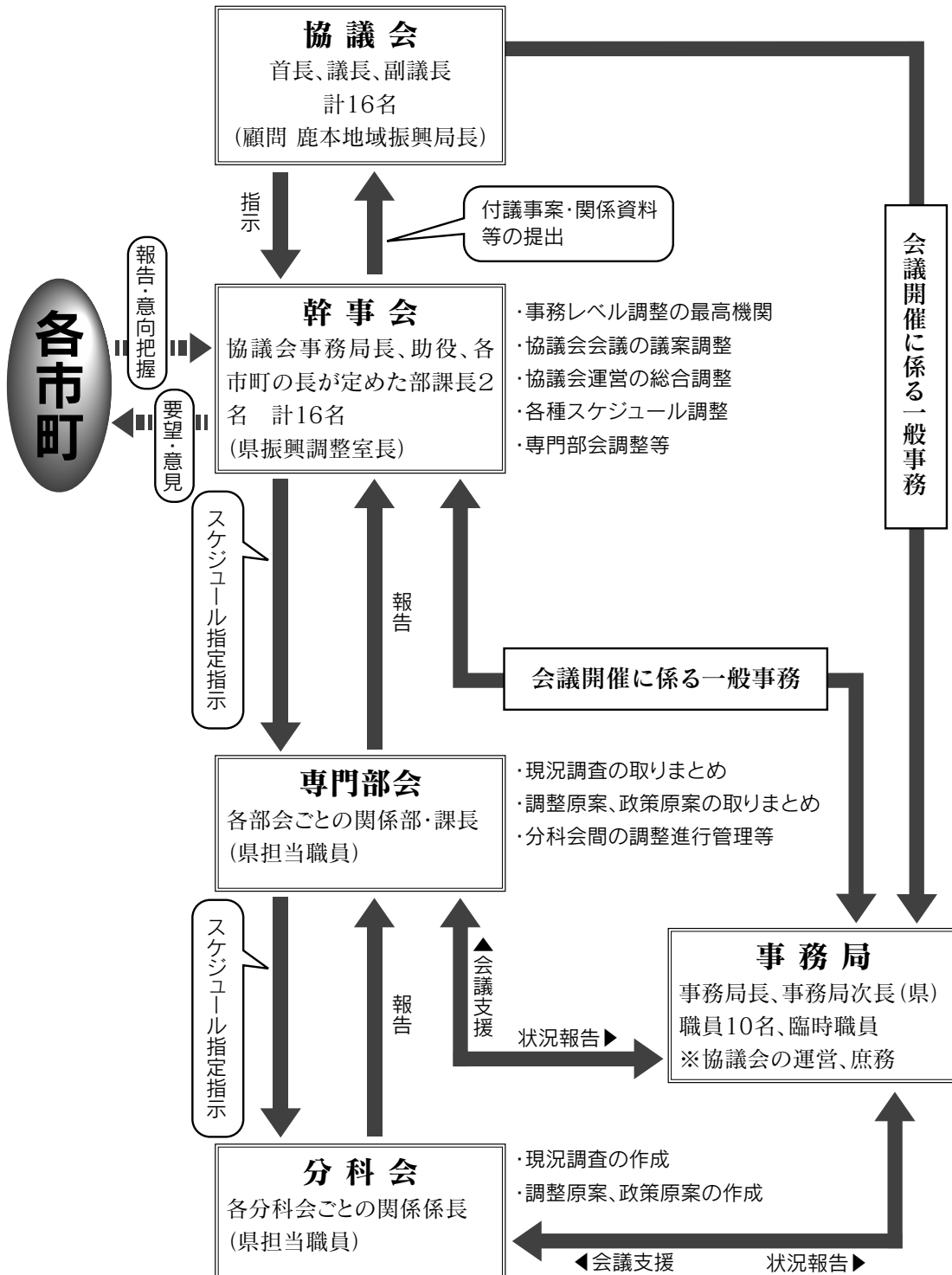
## 第4章

### 合併に向けての取り組み

#### 1. 任意協議会の設置

##### (1) 組織・規約・スケジュール

[任意協議会組織図]



鹿本地域合併任意協議会委員名簿（敬称略）

市 町 名	氏 名	所 属	役 職
山 鹿 市	河 村 修	山鹿市長	副 会 長
	池 田 秀 男	山鹿市議会議長	監 事
	阿蘇品 邦 雄	山鹿市議会副議長	
鹿 北 町	西牟田 長	鹿北町長	副 会 長
	黒 田 耕 一	鹿北町議会議長	監 事
	古 田 信 助	鹿北町議会副議長	
菊 鹿 町	隈 部 弘 正	菊鹿町長	会 長
	栗 原 辰 也	菊鹿町議会議長	監 事
	山 品 隆 幸	菊鹿町議会副議長	
鹿 本 町	中 嶋 憲 正	鹿本町長	副 会 長
	星 子 元 亮	鹿本町議会議長	監 事
	片 山 順 士	鹿本町議会副議長	
鹿 央 町	杉 焼 義 文	鹿央町長	副 会 長
	森 廣 行	鹿央町議会議長	監 事
	幸 村 勁	鹿央町議会副議長	

熊 本 県	角 田 岩 男	熊本県鹿本地域振興局長	顧 問
-------	---------	-------------	-----

鹿本地域合併任意協議会規約

(設置)

**第1条** 山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町（以下「1市4町」という。）は、合併に関する諸問題について協議等を行うため、鹿本地域合併任意協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の任務)

**第2条** この協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 1市4町の合併に必要な協議項目に関する事項
- (2) 新市の将来構想の策定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市4町の合併に関し必要な事項

(組織)

**第3条** 協議会は、委員15人をもって組織する。

2 委員は次の者をもって充てる。

- (1) 1市4町の長 (2) 1市4町の議会の議長及び副議長

(役員)

**第4条** 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人 (2) 副会長 4人 (3) 監事 5人

2 会長、副会長及び監事は、第3条第2項に定める委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

**第5条** 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときに招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

5 会議の議事その他会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(顧問)

**第7条** 協議会に顧問を置き、熊本県鹿本地域振興局長をもって充てる。

2 顧問は、会議に出席し、意見を述べるができる。

(幹事会及び専門部会)

**第8条** 協議会に提案する事項について協議及び調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第2条各号に掲げる事項を専門的に協議及び調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 その他幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

**第9条** 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、第3条第2項に定める委員が協議して定めた市町に置く。

3 事務局の職員は、熊本県が派遣した職員及び1市4町の長が定めた者をもって充てる。

4 その他事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

**第10条** 協議会の運営に要する経費

は、1市4町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。



(監査)

**第11条** 協議会の出納の監査は、監

事が行い、その結果を協議会に報告しなければならない。

(委任)

**第12条** この規約に定めるもののほ

か、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成14年8月20日から施行する。



任意協議会スケジュール

月・事項	協議会	幹事会	協定項目関係 (専門部会・分科会)	将来基本構想骨子関係 (総務・企画部会)	法定協議会準備関係	広報啓発など	各市町
8月	第1回任意協議会 (設立総会)	第1回幹事会	行政・事務事業現況調査	将来基本構想の検討			住民説明会 職員研修・組織体制
9月	第2回任意協議会	第2回幹事会		まちづくり調査 → →住民参加		協議会だより① 視察研修 ホームページ開設	広報(合併充実) 議会説明・研修 職員アイデア募集
10月	第3回任意協議会 (中間報告)	第3回幹事会	協定項目の検討		法定協規約等準備	協議会だより②	議会説明
11月	第4回任意協議会 (最終報告)	第4回幹事会	調整原案検討 協定項目の選定	将来基本構想の骨子策定 将来基本構想のパンフ完成		協議会だより③	
12月	第5回任意協議会	第5回幹事会		新市建設計画の検討		協議会だより④	議会・住民説明 12月議会に法定 協関係議案上程 法定協関係議決
1月	法定協議会発足						

## (2) 任意協議会の経過等

### ●会議の開催状況

体制	期日等	開催場所	会議内容
協 議 会	8/20 第1回	菊鹿町公民館大会議室	①任意協議会の設立、②規約の承認、③平成14年度事業計画及び平成14年度予算の協議 ④市町村合併重点支援地域の報告、⑤協議会会議運営規程、その他組織内部規定の報告
	9/19 第2回	菊鹿町公民館大会議室	①重点事項に関する取扱い、②主な懸念事項に関する基本方針、③合併協定項目の選定、④重点構想骨子の構成、⑤住民説明会用パンフレットの構成等についての協議
	10/30 第3回	菊鹿町公民館大会議室	①合併協定項目の調整基本方針、②合併の方式、③合併の期日、④新市の名称、⑤新市の事務所の位置、⑥財産の取扱いなど含め、18項目の協議
	11/15 第4回	山鹿市健康福祉センター	①新市の財政見通し、②新市の概要、③国・県の財政支援措置及び試算概要、④住民参加による地域調査結果の報告 ⑤周辺地域衰退の懸念への対応、⑥新市の基本構想骨子案の協議
	11/29～ 12/12	各市町	各市町住民説明会 基本構想骨子、住民説明パンフレットを基に各市町住民へ説明
	12/17 第5回	菊鹿町公民館大会議室	①鹿本地域合併任意協議会活動経過報告 ②法定協議会の設置に係る申し合わせについて、③鹿本地域合併協議会規約について協議 ④任意協議会の解散、⑤法定協議会設立スケジュールについて確認
事業 部門	幹事会	菊鹿町役場庁議室 菊鹿町公民館第1会議室 菊鹿町公民館視聴覚室	協議会に提案する報告事項、協議事項の協議・調整を行う。
	専門部会	適宜会場を指定して開催	幹事会提案する報告事項、協議事項の専門的な調査・検討を行う。
	分科会	適宜会場を指定して開催	事務事業現況調査をはじめ、詳細な専門的調査、検討を行う。

### ●広報・広聴活動

○広報・協議会だよりの発行 広報誌全戸配布 (月1回 9/1創刊号)

○広聴・合併意見箱の設置 (各市町に設置)

・住民参加による地域調査

各集落の魅力や課題の把握、合併協議への関心の喚起等を目的に、全集落に調査票の作成を依頼。  
(約6割の集落から回答。266集落のうち165)

・地域づくり団体との意見交換会

9月27日 各市町の地域づくり団体代表者等により、「少子高齢化」、「地域産業の活性化」をテーマとした意見交換会を実施。





### (3) 合併前の事務事業に関する申し合わせ事項

#### 合併前の事務事業に関する申し合わせ

市町村合併に当たっては、合併により誕生する新市がより望ましい行財政の形でスタートすることができるよう、合併前においても関係市町が適切な行財政運営を行うことが望ましい。

1市4町はこうした点を十分に踏まえ、お互いの信義を基本としつつ、下記のとおり合併前の事務事業を取り扱うことを確認する。

#### 記

##### 1 財政健全化について

各市町は、全会計の総計において、平成14年度末と比して、基金の水準維持又は増強とともに、起債残高の縮減に努めるものとする。

##### 2 広域的観点に立った予算編成について

各市町は、合併前までに着手することを予定する主な事業については、あらかじめ他市町に対して情報の提供を行わなければならない。

後日、情報提供を行った事業以外の事業を実施する必要が生じた場合は、各市町に対して説明を行い、理解を求める努力をしなければならない。

なお、あらかじめ情報提供が行われた事業についても、各市町の協議により調整を行う場合があるものとする。

上記1、2と併せ、調和的な予算編成を図る観点から、各年度の当初及び補正予算編成に当たって、市町財政担当部課長による情報・意見交換会を実施する。

##### 3 職員数について

各市町は、新規採用者の補充を極力抑制し、職員数の減少に努めるものとする。

また、定員モデルを超過している団体にあつては、平成16年度末までに超過の解消に努めるものとする。

さらに、採用数の均衡を確保する観点から、各年度の職員採用に当たっては、市町人事担当部課長による情報・意見交換会を実施する。

平成14年10月30日

鹿本地域合併任意協議会